

○国立大学法人宮崎大学人事委員会規程

〔 令和4年9月22日
制 定 〕

改正 令和5年12月21日 令和6年3月29日

(設置)

第1条 国立大学法人宮崎大学の人事計画の適正化等に関する事項について協議するため、国立大学法人宮崎大学人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について全学的な観点（人事計画、財源、設置基準等との適合性等）から審議することとする。

- (1) 全学人事方針に関すること
- (2) 人件費及び雇用人数の適正管理並びに人員配置に関すること。
- (3) 部局（各学部、工学教育研究部、各研究科、学び・学生支援機構、研究・産学連携推進機構、国際連携センター、多言語多文化教育研究センター、先端研究推進本部、先端研究推進本部の下に置く各センター、IRセンター、安全衛生保健センター及び情報基盤センターをいう。）の教員人事計画に係る事前審査及び最終確認審査に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 常勤理事
- (3) 目標・評価担当副学長
- (4) その他委員長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は人事・基金・SDGs担当理事をもって充て、副委員長は目標・評価担当副学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、3分の2以上の委員の出席をもって議事を開くものとする。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、各部局長等の委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、企画総務部人事課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和4年9月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。